

一般社団法人Mfisea

役員報酬規程

2022年6月1日第2回理事会議決

(目的)

第1条 この規程は、定款第27条の報酬等について、その支給基準を定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(細則等に関する取扱い)

第3条 本規程の運用にあたり、細則等が必要な場合は、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022年6月1日より実施する。